平成２１年（フ）第５０号
兵庫県丹波市市島町乙河内893番地
債務者　髙見　広子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
兵庫県篠山市東新町９番地１
債務者　中尾公美恵
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
兵庫県篠山市住吉台63番地23
債務者　稲垣　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
和歌山県御坊市塩屋町南塩屋274番地
債務者　青木としみ
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第６０３号
大分県豊後大野市犬飼町田原1777番地５
債務者　田口　恵一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０４号
大分県豊後大野市犬飼町田原1777番地５
債務者　田口　康江
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７号
北海道岩見沢市かえで町６丁目３番３―303号　市営住宅３号棟303号室
債務者　澤田　清身
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１５１号
北海道美唄市東４条南６丁目５番１―309号
債務者　熊谷　宣人
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６３号
北海道岩見沢市かえで町３丁目２番１―405号　道営住宅１号棟405号
債務者　鮫澤　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１６６号
北海道夕張郡栗山町松風２丁目217番地　松風ハイツ101
債務者　米谷美恵子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１８９号
北海道夕張郡栗山町桜丘２丁目125番地
債務者　佐々木マチ子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２４５５号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅２棟114号
債務者　パーマ屋ライフこと　近藤美千代
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５１９号
愛知県愛西市落合町1651番地
債務者　加藤　清彦
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５５９号
名古屋市中川区十一番町７丁目２番地の１　県営十一番町住宅１棟903号
債務者　黒木　幹也
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７１０号
名古屋市中川区草平町１丁目89番地の１　シオン草平３Ｂ
債務者　吉松　竜二
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３９号
京都府舞鶴市字森250番地府営住宅９棟102号
債務者　竹内　裕司
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
京都府舞鶴市字森250番地府営住宅９棟102号
債務者　竹内　公憲
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第６５５４号
大阪府豊中市刀根山５丁目３番Ｂ１―20号　居村方、住民票上の住所大阪府池田市満寿美町13番15―108号
債務者　立山由樹治
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部